

しのぶ育英奨学金募集要項

平成23年1月25日
学 長 裁 定

1. 趣 旨

学業・人物ともに優秀であり、かつ経済的に困難な状況にあつて勉学意欲が高い日本人学生個人を対象に給付型の奨学金を支給する。

2. 応募資格

- (1) 福島大学に在籍する2年生以上の学生(外国人留学生および大学院生を除く)であること。
- (2) 学業・人物ともに優秀であり、かつ経済的に困難な状況にあつて勉学意欲が高いこと。
- (3) 他の団体・機関から給付型の奨学金を受給しておらず、また受給する予定もないこと。
- (4) 本奨学金の受給を希望する年度における授業料免除の申請を行っていること。

3. 奨学金の額および奨学生の数

奨学生として採用した者に対し月額5万円を給付する。この奨学金は返還を要しない。奨学生の数は、年度ごとに決定する。(通常5～6名程度)

4. 支給期間

支給期間は1年間とする(4月～翌年3月)。ただし支給期間中に上記2.の諸要件に反する事情が生じた場合(休学、退学を含む)は、年度途中で支給を打ち切ることがあるものとする。なお、複数年度の申請も可とする。

5. 応募方法

4月1日～15日(休日の関係で多少の変更はあり得る)に応募書類(別紙1)に記入の上、学生課に提出すること。授業料免除申請書類を参考資料として選考に使用する。

6. 選考と発表

福島大学学生生活委員会が選考を行い、前期授業料免除の発表と同時期(通常6月)に発表し、発表後、四半期ごとに振り込む。

通常、振り込み月は7月(4～6月分と7～9月分)、10月(10～12月分)、1月(1～3月分)とする。

7. その他

この要項に定める以外の事項については、学生生活委員会において決定するものとする。